

委員会の審査から、議会 NEWS

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。ここでは、第3回定例会における各委員会での主な審査内容についてお知らせします。

企画総務委員会

【総合計画条例】

【市からの説明】 地方自治法の改正に伴い制定するもの。今まで同法において定められていた基本構想の策定及び議会の議決の可否については、市独自の判断に委ねられることとなった。

本市では、市の長期的ビジョンとして、基本構想は今後とも必要であり、それが市の総意により策定されるべきと考え、市民の代表である市議会の議決を経ることが重要と判断した。このため、基本構想の策定や議決等について定める条例を制定するもの。

【主な質疑等】
問 議決の範囲を基本計画とせず、基本構想までとした理由は。
答 改正前の地方自治法が基本構想としていた。また、本市の基本構想が基本的コンセプトのみならず、幅広い内容になっているため。基本計画の取り組み手法は変動要素が多く含まれ、議決対象としては難しい。

問 条例の中で計画期間を示さなかった理由、市民参加を条例でうたわなかった理由は。
答 期間は個別の計画で示しており、基本計画で定めている。市民参加は、市民参加条例で既に規定されているため。

問 条例の議決規定は地方自治法第96条第2項に規定する議決なのか。提案権は議員のみの権能か。
答 自治法第96条第2項に該当する。提案者に関する制約はない。

問 基本構想でまちづくりの方向、分野は説明されているが、施策の説明がされていないのはなぜか。
答 基本構想の役割はまちづくりの方向を示し、基本計画はそれを実現するための施策を示すもので、役割が違う。施策は基本計画で記述すべき事項である。

問 基本計画に各施策と目指す施策の目標が示されている。それは、10年間は変化しないのか。
答 施策の中で目指すものは変わらない。※議案の質疑終了後、委員から修正案①及び②の提案がありました。以下はその内容です。

【修正案①の説明】 基本計画において定める施策は、行政を行う上で当然必要なものである。その方向性である「施策の目標」について、議会の関与が必要であると考える。条例原案で規定する「基本構想」のみならず、「基本計画」で示す施策の目標「まで」を議決事項とする修正案を提出する。

【主な質疑等】
問 基本計画全体まで広げるときに、施策の目標までとした理由は。
答 基本計画全体とする手法的に縛ることになり、スピードリーな対応ができるか疑問がある。

【修正案②の説明】 他市では「基本構想に関する議決に対する条例」として対応しているが、本市は「総合計画条例」として広範なものを想定している。よって、議会の関与を深めるため

本計画全体を含め議決すべきと考え、提出する。

問 課題解決に向けた視点には年々変わる。その部分まで議決の範囲にするのは、その都度議決しなければいけないデメリットがあるのでは。
答 基本構想を実現化することが必要で、議会の関与を深めることが議会の存在意義である。

【結果】 議決対象を基本構想及び基本計画で示す施策の目標とした修正案①を賛成多数で可決

文教厚生委員会

【国民健康保険条例の一部を改正する条例】
【後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例】
【介護保険条例の一部を改正する条例】

【市からの説明】
【国民健康保険条例】 地方税法改正により、①法令に基づく処分を行う際、手続法の規定が適用されることとなり、市税条例の改正が行われたため、国民健康保険料の賦課徴収等についても同様の改正を行うもの。②国民健康保険料に係る延滞金について、市税と同様に延滞金引き下げの改正を行うもの。③東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地の譲渡期限延長等の特例を、新たにその家屋に居住していた相続人にも適用させる法改正に伴い地方税法の引用条文等の改正を行うもの。

（後期高齢者医療に関する

条例・介護保険条例

国民健康保険料と同様に、延滞金引き下げに関し改正を行うもの。

【主な質疑等】
問 延滞金が減ることについての広報と、それによる影響額はどのくらいか。
答 延滞金が減ることの広報は考えていない。むしろきちんと納期内に納めてくださいという広報に努めた。影響額については、算出が難しい。

【結果】 3議案とも、賛成全員で可決

建設環境委員会

【西東京市の地域バス「はなバス」運行経路拡張に関する陳情】
【趣旨】 はなバスをプロムナード東伏見団地周辺へ拡張することを求めるもの。

【市からの説明】 はなバスは公共交通の空白地域をカバーすることを第一の目的としている。プロムナード東伏見団地周辺には民間バスが運行しており、現時点では運行経路の拡張は想定していない。

【主な質疑等】
問 はなバスの運行目的は。
答 福祉的な要素もはなバス運行の目的の一つではあるが、第一の目的は公共交通の空白地域の補完である。

議会運営委員会

【市議会の議員の議員報酬等の臨時特例に関する条例】

※議員から提出されたものであり、説明及び答弁は提出した議員が行いました。
【提出者からの説明】 国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律の趣旨に鑑み平成25年10月から平成26年3月までの議員報酬、期末手当の10%減額措置を講じるため提案する。今回の問題は、東日本大震災の復興支援にあり、報酬削減が必要と考え提出する。

【主な質疑等】
問 削減による影響額は。
答 全体の影響は27名分、1千250万円余り。
問 市長は職員給与削減に苦慮しているが、影響は。
答 あくまでも執行部側の判断になる。

問 被災地に対する貢献の仕方は、ほかの方法は考えなかったのか。
答 ほかにできることについて協議もあつたが、報酬削減は、今すぐに可能だと考え提案した。

【結果】 可決同数、委員長採決により否決

基本構想審査特別委員会

【第2次基本構想及び基本計画に示す施策の目標について】

【市からの説明】 本市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造で構成されている。これまでに、学識経験者と公募市民によって構成される総合計画策定審議会を中心に検討を進めてきた。平成23年度は、現状分析と「策定に当たった基本方針」について議論した。

平成24年度は、基本構想・基本計画案について検討を始め、「市民意識調査」など、市民の意向を酌み取り組みを実施した。

以上の検討の結果、平成25年度に「中間まとめ」を作成し、パブリックコメントを行い、市民意見を再度審議会でも検討した。その結果を、市長に答申したところである。

【主な質疑等】
問 第1次基本構想の評価や効果は。
答 基盤整備等で、大きな成果があつたと考えている。

問 1次計画での、「協働で拓くまちづくり」が、「みんなで作るまちづくり」に変更されたが、協働の考え方のベースが書かれていない。「みんな」と「協働」の概念は違うのでは。
答 1次計画と基本的には位置づけは変わっておらず、ますます重要になってくる。協働の概念等は、それぞれ分野で定まっているため、改めて記述していない。

問 市長の思い入れとしての健康都市を目指すことの記述がないのはどうか。
答 「健康づくりの推進」の記述の中で触れている。書き方は検討したい。

問 子どもの人権侵害対策はこれまでと同様に取り組んでいく。

問 市長の初めての総合計画策定と実現に向けての市長の思い、意気込み、丸山カラーは。
答 健康施策、子育て支援、都市インフラ等がカラーになると考えている。

問 今後10年間に何を重点にするのか、優先施策は。
答 みんなでつくる、協働、地域の力を活用したまちづくり等の取り組みが、今後非常に重要になってくる。今回これらの位置づけを1番に記述したところが大きな特徴である。

【修正案の説明】 12カ所について修正する。
【主な質疑等】
問 10カ所を超える修正をしたが、審議会に対してどう対応するのか。市民参加条例の精神を生かしパブリックコメントを経るべき。
答 審議会の議論、結論は尊重すべきだが、必ずしも市民意見の反映ができていくわけではない。その点を修正した。

【結果】 修正案を否決し、原案を賛成多数で可決